

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
南 ア フ リ カ 共 和 国	リンボボ州医療施設改善計画の ための贈与に関する日本国政府 と南アフリカ共和国政府との 交換公文	リンボボ州医療施設改善計画を実施するために必要 な 1. 医療施設及び巡回診療ボイソントの建設に必要な生産 物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与	491,000千円 H17.3.31まで	H16.11.30 プレトリ アで (同日)	重家俊範在南アフリカ共和国大使 チヤンバラ＝ムシヤンバラ大臣	H17.6.23 486号
南 ア フ リ カ 共 和 国	東ケープ州基礎医療機材整備計画 のための贈与に関する日本国 政府と南アフリカ共和国政府と の間の交換公文	東ケープ州基礎医療機材整備計画を実施するために 必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,038,000千円 (H16年度 1,011,000千円) H17.3.31まで (H17年度 27,000千円) H18.3.31まで	H17.1.31 プレトリ アで (同日)	日本側 重家俊範在南アフリカ共和国大使 チヤンバラ＝ムシヤンバラ大臣	H17.6.21 455号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。